

## 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

決済照合システム手数料について、従量制料金のうち国内取引及び非居住者取引に係る決済照合手数料の料率の引下げを行うこととし、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

### 2. 改正の概要

決済照合システム手数料について、以下のとおり、従量制料金のうち国内取引及び非居住者取引に係る決済照合手数料の料率の引下げを行う。

		現 行	改正後
国内取引	株式、新株予約権付社債等（ S S I 利用 ）	16 円/件	14 円/件
	株式、新株予約権付社債等（ S S I 非利用 ）	27 円/件	25 円/件
	一般債、短期社債等（ S S I 利用 ）	20 円/件	17 円/件
	国債、一般債、短期社債等（ S S I 非利用 ）	30 円/件	27 円/件
非居住者取引	株式、新株予約権付社債等	32 円/件	29 円/件
	国債、一般債、短期社債等	40 円/件	35 円/件

S S I (Standing Settlement Instruction): 機関投資家等の決済条件を登録するデータベース。  
国内取引においては、約定照合されたデータと S S I を利用することにより、自動的に決済指図データが作成される。

### 3. 施行日

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

新			旧		
別表（決済照合システム手数料表）			別表（決済照合システム手数料表）		
1.（略）			1.（略）		
料率 A			料率 A		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
基本料金	（略）	（略）	基本料金	（略）	（略）
約定照合手数料	（略）	（略）	約定照合手数料	（略）	（略）
決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者		決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合	決済照合が完了した取引に係る件数 （SSI データベース利用、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が一般債、短期社債等の場合 1 件につき 17 円 対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 1 件につき 14 円		登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合	決済照合が完了した取引に係る件数 （SSI データベース利用、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が一般債、短期社債等の場合 1 件につき 20 円 対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 1 件につき 16 円
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 （決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が国債等の場合 1 件につき 27 円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1 件につき 25 円 （略）		登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 （決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が国債等の場合 1 件につき 30 円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1 件につき 27 円 （略）
	非居住者取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	決済照合が完了した取引に係る件数 （決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が国債等の場合 1 件につき 35 円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1 件につき 29 円		非居住者取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	決済照合が完了した取引に係る件数 （決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信） 対象有価証券等が国債等の場合 1 件につき 40 円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1 件につき 32 円
統合 Web 端末利用料金	（略）	（略）	統合 Web 端末利用料金	（略）	（略）
料率 B			料率 B		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
基本料金	（略）	（略）	基本料金	（略）	（略）
約定照合手数料 決済照合手数料	（略）	（略）	約定照合手数料 決済照合手数料	（略）	（略）
統合 Web 端末利用料金	（略）	（略）	統合 Web 端末利用料金	（略）	（略）
2. ～ 7.（略）			2. ～ 7.（略）		

2. 附則

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。